

公益社団法人相模原市シルバー人材センターポイント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員サービスの向上とセンター事業への参加促進を図るため、センターが定める活動等に取り組む会員に対し、ポイントを付与するとともに、一定以上のポイント獲得者に記念品を提供する事業（以下「ポイント制度」という。）の実施に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 ポイントを付与する対象者は、センターの会員（以下「会員」という。）とする。

(ポイントの付与条件及び付与数)

第3条 ポイントを付与するセンターが定める活動等は、別表1のとおりとし、その活動等に応じた条件を満たした場合に、同表に掲げるポイントを会員に付与する。

(ポイントの把握及び管理)

第4条 ポイント付与の対象となる活動等を行った会員の把握は、原則としてセンター事務局で行い、センター業務で利用している業務システムで管理する。

(ポイントの交換)

第5条 会員が獲得したポイントは、ポイント交換申請書（様式1）をセンターに提出することによりポイントを消費し、代わりに記念品と交換することができる。なお、ポイントと交換できる記念品及び交換に必要なポイント数は別表2のとおりとする。

(ポイントの譲渡)

第6条 会員間でポイントを譲渡することはできない。

(有効期間)

第7条 会員が獲得したポイントに有効期間は設けない。ただし、退会した場合は失効する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 センターは、この要綱の施行後、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

別表 1 (第 3 条関係)

ポイント付与対象活動等	ポイント付与条件	ポイント付与数(P)	ポイント付与時期
定時総会出席	定時総会会場で受付	4P	定時総会終了後
定時総会 出欠確認書提出	出欠確認書をセンターに提出	3P	定時総会終了後
会員紹介 (入会紹介カード)	紹介した者が会員登録	6P(会員1人につき)	被紹介者入会后 随時
受注開拓 (受注開拓紹介カード)	3か月以上の契約継続	6P(契約1件につき)	契約締結後随時
地区別懇談会出席	地区別懇談会に出席の都度	3P	名簿受領後随時
シルバーの日参加	シルバーの日のボランティア活動に参加	2P	名簿受領後随時
地区長就任	地区長への就任	10P	就任年度4月 *年度途中就任は随時
班長就任	班長への就任	5P	就任年度4月 *年度途中就任は随時
安全管理対策員就任	安全管理対策員への就任	5P	就任年度4月 *年度途中就任は随時
Smile to Smile 登録	Smile to Smile の登録	2P	年度末 Smile to Smile 登録会員に対し、翌年度4月にポイント付与。
会員継続	会員を継続	1P	年度末在籍会員に対し、翌年度4月にポイント付与
新規入会	会員登録	3P	入会后随時

別表 2 (第 5 条関係)

記念品		必要ポイント数
金融事業者が発行するギフトカード	500円相当	20P